

令和8年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値旅行者向け【コネ】の形成・継続に向けた映像の制作及びウェブサイトの改修業務 業務委託仕様書

(1) 委託業務名

令和8年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値旅行者向け【コネ】の形成・継続に向けた映像の制作及びウェブサイトの改修業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の目的

観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地事業」において、令和5年3月28日に伊勢志摩及び周辺地域（以下「伊勢志摩地域」という。）がモデル観光地に選定され、令和5年度において、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「発注者」という。）が中心となり、伊勢志摩地域への高付加価値旅行者の誘客に向けた取組の方向性等について盛り込んだマスタープランを策定した。

令和7年度には、ウェブサイトを活用した旅マエ・旅ナカにおける伊勢神宮等の伊勢志摩域内コンテンツに対する情報発信の強化に向けた実証を行い、ウェブサイトに掲載したコンテンツへの関心を分析し、的確な情報発信による伊勢志摩地域への来訪の喚起を図った。

本業務では、地域の滞在価値の整理とブラッシュアップを行うと共に、それらの滞在価値を表現する映像、静止画、ウェブサイト等による旅マエ・旅ナカにおける伊勢神宮等の伊勢志摩域内コンテンツに対する情報発信の強化と、AIO/GE0対策を推進して伊勢志摩地域への来訪の喚起を図ることを目的とする。

(3) 履行期間

契約日から令和9年2月19日まで

(4) 委託上限金額

30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託業務の内容

業務の実施に当たっては、三重県及び日本政府観光局（JNTO）が実施する同種の事業の動向を踏まえつつ、いずれの事業とも分担や相乗効果を見据えるよう留意すること。

① 伊勢志摩地域の滞在価値の整理及び検討

- ・ 旅行者の旅行検討期における伊勢志摩地域との認知拡大を目的に、地域の滞在価値（第一想起）の整理及び検討を行うこと。
- ・ ワークショップの開催等を通じて地域滞在価値の整理とブラッシュアップを行うと共に、それらと親和性のあるターゲット層を具体化すること。

② 映像の制作

- ・ ①で整理した地域の滞在価値を表現するため、長尺及び、広告やInstagram（リール）等のSNSなどでの活用を想定した短尺の映像を制作すること。
- ・ 制作にあたっては海外向けの制作の実績のあるクリエイティブディレクターを活用し、ターゲットの嗜好性を踏まえて構成を提案の上、発注者と協議の上制作を行うこと。
- ・ 短尺映像は発注者の公式SNS（Instagram、YouTube、Facebook、X等）により配信

- できるようにし、適切な縦横のレイアウトにて制作すること。
- ・ そのほか、動画は以下を参考とし制作すること。
 - (ア) 動画尺：長尺 3 分程度、短尺 30～60 秒程度（ユーザーニーズを踏まえて適切な動画尺とする）
 - (イ) 制作本数：長尺 1 本程度、短尺 2～4 本程度
 - (ウ) 素材形式：mp4 形式
 - (エ) 画質：フル HD 以上の画質
 - (オ) ターゲット：発注者が策定したマスタープランの内容を踏まえ、発注者と協議し決定すること。
 - (カ) 題材・動画投稿日等：発注者と協議のうえ、適切な内容を決定すること。
- ③ 静止画の制作
- ・ ②の映像に合わせて静止画素材を制作すること。
 - ・ 制作にあたっては海外向けの制作の実績のあるクリエイティブディレクターを活用し、動画のトーンアンドマナーに合わせて撮影と制作を行うこと。
 - ・ 静止画は WEB サイトでの使用だけでなくメディアや旅行会社など外部への素材提供も想定すること。
 - ・ そのほか、静止画は以下を参考とし制作すること。
 - (ア) 制作枚数：15 枚～30 枚程度
 - (イ) 素材形式：JPG 形式、アスペクト比 3:2
 - (ウ) 画質：フル HD 以上の画質
 - (エ) ターゲット：発注者が策定したマスタープランの内容を踏まえ、発注者と協議し決定すること。
 - (オ) 題材等：発注者と協議のうえ、適切な内容を決定すること。
- ④ 既存ウェブサイトの改修
- ・ 令和 7 年度に発注者が本事業で制作したウェブサイトについて、①で具体化したターゲットに合わせてクリエイティブの改修及び特集記事の追加を行うこと。
 - ・ AI を活用した情報収集への能動的な対応を目的に、AI0/GEO 対策の為の改修を行うこと。
 - ・ 改修にあたっては海外向けの制作の実績のあるクリエイティブディレクターを活用し、②及び③で制作する映像と静止画を活用すると共に、②及び③のトーンアンドマナーに合わせて改修を行うこと。
 - ・ 改修したウェブサイトや特集記事等の掲載コンテンツのアクセスや AI 検索などの状況を分析し、改修による効果を測定し、レポートを作成すること。
- ⑤ 実施計画書及び業務報告書の作成
- ・ 契約締結後 2 週間以内に、「①」から「④」の実施計画書を作成し、発注者に対して提出と概要の説明を実施すること。
 - ・ 履行期間末日までに、「①」から「④」の実施結果及び成果をまとめた業務報告書を作成し、発注者に対して提出と概要の説明を実施すること。
- (6) 財産及び著作権
- 本業務によって取得した一切の財産・著作権は観光庁に属するものとする。成果品等に、受託者の有する知的財産権（著作権、技術、情報等を含む。）が含まれる場合、権利は受託者に留保されるが、発注者は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- 原則、本業務によって取得した情報及び資産は、第三者による二次利用をしないこととするが、本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり

事業」を財源としているため、その成果は観光庁に開示する義務がある。

(7) 成果品及び提出期限

次の成果品を、履行期間末日までに発注者へ納入するものとする。

- ① 業務報告書（校了済 PDF、Microsoft データ等二次加工可能なもの） 一部
- ② 作成した映像及び静止画データ 一式
- ③ 改修後のウェブサイトに関するコンテンツデータ（HTML 形式） 1 式
- ④ その他業務で作成した資料（校了済 PDF、Microsoft データ等二次加工可能なもの）一式
- ⑤ 交通費に関する証憑の電子データ（PDF）
 - ・ 航空券・新幹線・在来線特急券領収書（新幹線・在来線の乗車券分は不要）
 - ・ 搭乗券半券又は搭乗証明書（航空券使用時のみ）
 - ・ 高速料金・車両燃料費の領収書等

※電子データは、Microsoft Windows 11 上で表示可能なものとする。

(8) 支払の方法

契約代金の支払いに関しては、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局（以下、「事務局」という。）を通じて支払われるものとする。支払時期は発注者及び事務局と協議の上、調整を行う。

別途、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 事業の手引き」を参照の上、必要帳票等を整理すること。

(9) その他

本仕様書に定めのない事項が生じた場合及び疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者が協議し定めるものとする。

その他委託内容に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が相談を行い決定する。